

京都駅八条口貸切バス乗降場利用約款（バス乗降場：事業者向け）

バスの乗客の乗降のため、京都市（以下「本市」という。）が管理するバス乗降場（以下「乗降場」という。）を利用する事業者（以下「バス事業者」という。）は、下記の規定に従って乗降場をご利用頂きます。

1. 乗降スペースの提供

乗降場は、バスの乗客の乗降のためのスペースを提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。また、本市の承諾なく、乗降場において営業行為を行うことは禁止します。

2. 免責

本市は、乗降場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

本市は、バス事業者、バスの乗客、乗降場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は乗降場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他乗降場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

3. 利用時間

乗降場は、乗客の乗降を目的とする施設ですから、利用時間は最長 20 分までとします。

| |
|-------------------------------|
| 供用時間：24 時間（予約可能時間：6：00～18：00） |
|-------------------------------|

4. 乗降場を利用することができる車両

(1) 乗降場を利用することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両の利用はできません。

| |
|----------------------------|
| 乗車定員が 11 人以上の大型自動車または中型自動車 |
|----------------------------|

(2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は利用することができません。

- ① 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ② 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- ③ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- ④ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- ⑤ 付属装着物等があり、接触により乗降場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑥ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、乗降場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑦ 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。

(4) (1)の基準に該当しない車両のほか、普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車、及び乗客の運搬を伴わない大型自動車は、利用することができません。但し、乗降場に、特

に利用することができる旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。

5.乗降場利用料金

- (1)乗降場又は乗降場の予約システムに掲出した料金額及び料金体系により、乗降場利用料金をお支払い頂きます。

【令和3年3月31日までの利用料金】

6：00～18：00 20分 2,000円（要予約。但し、空きがある場合は予約がなくとも利用可能）

18：00～6：00 20分 1,000円（予約不要）

※入庫後10分以内の利用は無料（但し、精算操作は必要）

【令和3年4月1日以降の利用料金】

6：00～18：00 20分 2,000円（要予約。但し、空きがある場合は予約がなくとも利用可能）

※入庫後10分以内の降車利用は無料（入庫後10分以内の乗車利用は有料）

18：00～6：00 20分 1,000円（予約不要）

※入庫後10分以内の利用は無料（但し、精算操作は必要）

- (2) 乗降場の利用時間は、乗降場または本乗降場の予約システムに掲出された利用時間としますが、乗客の乗降が終了した場合には、速やかに出場ください。
- (3) 乗降場利用料金は、乗降場又は乗降場の予約システムに掲出された支払方法にてお支払いください。

6.乗降場利用方法

乗降場又は乗降場の予約システムに掲出された方法にしたがい、示された枠内にて乗降をしてください。停車スペース以外での乗降はしないでください。ただし、繁忙期等は、枠外での乗降をお願いする場合がありますので、乗降場の係員の指示に従ってください。

7.不正利用

本市が乗降場での不正な利用方法と認めたとき、利用の制限をさせていただく場合があります。

8.賠償責任

乗降場もしくは乗降場の予約システムに掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により乗降場の設備もしくは機器を破損した場合は、賠償して頂きます。

以 上

京都駅八条口貸切バス乗降場利用約款（バス乗降場：利用者向け）

バスの乗降・見送り等のため、京都市（以下「本市」という。）が管理するバス乗降場（以下「乗降場」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、下記の規定に従って乗降場をご利用頂きます。

1. 乗降スペースの提供

乗降場は、利用者の乗降のためのスペースを提供することを目的とするものです。なお、利用時間は、各乗降場に掲示する時間とします。

2. 免責

本市は、乗降場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

本市は、利用者の乗降のため乗降場を利用する事業者、利用者、乗降場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は乗降場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他乗降場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

3. 乗降場利用方法

利用者は、乗降場の利用にあたり次の事項を遵守するものとし、利用者がこれに従わず、著しく秩序を乱すおそれがあると本市または乗降場の係員が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

- (1) 禁煙、火気使用厳禁。
- (2) 他の利用者に危害を及ぼすおそれのある物品（引火性爆発物その他危険物等）又は他の利用者に迷惑となるおそれのある物品の持込みをしないこと。
- (3) 他の利用者に対する暴力、暴言及び大声を出す行為を行わないこと
- (4) 居座り、寝そべり、宿泊をしないこと
- (5) 場内放送その他乗降場の係員の指示に従うこと
- (6) 寄附金の募集行為。
- (7) 営業行為。
- (8) 利用時間外の立ち入り。
- (9) 演説・広告・宣伝・勧誘・その他これに類する行為。
- (10) 法令等の違反、公序良俗違反その他これに類する行為。

4. 利用者の賠償責任

利用者が、乗降場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により乗降場等の設備もしくは機器を破損した場合は、賠償して頂きます。

以 上